

飲食業事業者版 「みえ安心おもてなし施設認証制度」実施要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、県民及び県外の人々が安心して飲食店を利用できる環境づくりを進めるため、「みえ安心おもてなし施設認証制度」を設けることにより、経済の再生につなげることを目的とする。

(対象)

第2条 認証制度の対象となる者は、飲食業に属する事業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可を受けた者をいい、暴力団員である者又は法人であってその役員のうち暴力団員である者がいるものを除く。以下「対象事業者」という。）が営む事業用施設（ただし、県外の施設については知事が特に必要と認めるものに限る）で専ら集客を目的とするもの（次に掲げるものを除く。以下「対象施設」という。）とする。

(1) その場で飲食することを主たる目的とした設備を有さないもの

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めるもの

(基準)

第3条 知事は、対象事業者が対象施設において取り組むべき感染症予防対策に係る基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

第2章 認証等

(申請)

第4条 認証を受けようとする対象事業者は、対象施設ごとに、当該対象施設において自らが実施すべき感染症予防対策を認証基準に沿って定め、書面により又は電子情報処理組織を使用して、知事に申請するものとする。

(認証等)

第5条 前条の規定により認証の申請があったときは、知事（その委託を受けた者を含む。第3項及び第4項において同じ。）は、提出された書類を確認するとともに、実地調査を行うこと等により、申請の内容を審査するものとする。

2 知事は、前項の申請が認証基準に適合していると認めたときは、当該申請に係る対象施設についてその旨を認証するものとする。

- 3 知事は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、認証した旨を通知するとともに、認証した旨を表す認証マークを交付するものとする。
- 4 知事は、第1項の申請が認証基準に適合していないと認めるときは、当該申請に係る対象事業者に対し、認証しない旨を通知するものとする。この場合において、知事は、認証基準に適合していない事項を提示する等、認証しないこととした理由を示すよう努めるものとする。

（認証マークの利用等）

第6条 認証事業者は、認証に係る対象施設（以下「認証施設」という。）において認証マークを利用（当該認証施設の利用者の見やすい場所に認証マークを掲げることをいう。以下同じ。）するとともに、その広告物等において「みえ安心おもてなし認証施設」の名称を使用することができるものとする。

- 2 認証事業者は、その責めに帰することができない事由により認証マークを汚損し、又は亡失したときは、書面により認証マークの再交付を求めることができる。

（有効期間）

第7条 認証の有効期間は、認証を受けた日から令和5年5月7日までとする。

（変更の報告）

第8条 認証事業者は、認証施設の名称、認証に係る感染症予防対策の内容その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、書面により又は電子情報処理組織を使用して、知事に報告するものとする。

（調査等）

第9条 知事（その委託を受けた者を含む。）は、必要があると認めるときは、その職員等をして、認証施設を調査し、認証に係る感染症予防対策の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

（認証事業者の責務）

第10条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）認証に係る感染症予防対策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。
- （2）認証マークの適正な使用及び管理を行うこと。
- （3）知事等が行う認証施設に係る調査に協力すること。

(認証の辞退)

第11条 認証事業者は、その認証施設が認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、書面により又は電子情報処理組織を使用して、認証の辞退を申し出るものとする。

2 前項の申出をした対象事業者は、遅滞なく、認証マークの利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「みえ安心おもてなし認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の効力の一時停止)

第12条 知事は、認証施設が認証の要件を満たさなくなったことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、又は認証の効力を一時停止することができるものとする。

2 知事は、前項の規定により認証の効力を一時停止したときは、当該認証事業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により認証の効力を一時停止された対象事業者は、遅滞なく、認証マークの利用をやめ、及び「みえ安心おもてなし認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の効力の回復)

第13条 知事は、前条の規定により認証の効力を一時停止したのち、状況の改善を確認したときは、当該認証事業者に対して認証の効力を回復させることができる。

2 知事は、前項の規定により認証の効力を回復させるときは、当該認証事業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により認証の効力が回復した当該認証事業者は、知事が指定した時から、認証マークの利用及び「みえ安心おもてなし認証施設」の名称の使用を再開することができる。

(認証の取消し)

第14条 知事は、第12条の規定により認証の効力を一時停止し、当該認証事業者に対して改善を要請したにもかかわらず状況が改善されず、かつ状況改善が見込めないことが明らかであるときは、当該認証事業者に対する認証を取り消すことができるものとする。

2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、認証マークの利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「みえ安心おもてなし認証施設」の名称の使用

をやめなければならない。

第3章 まん延の防止に関する措置等との関係

第15条 第2章の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、知事は、認証の申請の受付を停止し、又は認証の申請の受付停止とあわせて既に付与した認証の効力を一時停止することができる。

- (1) 三重県の区域内において新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第2号から同条第4号に規定する措置が実施されており、当該措置に係る感染症のまん延の状況を勘案して、知事が、新たな認証を行うこと及び認証の効力を維持することが適当でないと認めたとき。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の流行等の状況を勘案して、知事が、新たな認証を行うことが適当でないと認めたとき。

第4章 雑 則

(免責)

第16条 県は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと又はその効力を停止されたことによって、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年5月11日から施行する。
この要綱は、令和3年6月30日から施行する。
この要綱は、令和4年3月9日から施行する。
この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

(制度の見直し等)

- 2 この要綱に基づく認証制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、状況によってその都度必要な見直し等を行うものとする。